

秦野市部等設置条例等の一部を改正することについて

秦野市部等設置条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方自治法第 180 条の 7 の規定により、生涯学習、文化財及び図書館に関する事務を市民部の職員が補助執行するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、文化に関する事務を市長が管理し、執行することとするため、改正するものであります。

秦野市部等設置条例等の一部を改正する条例

(秦野市部等設置条例の一部改正)

第1条 秦野市部等設置条例(昭和40年秦野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市部等の設置に関する条例

第2条 市民部の項第1号中「及び文化行政の総括」を「、文化、生涯学習及び図書館」に改める。

(秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成22年秦野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

本則中「スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)」の次に「及び文化に関する事務(文化財の保護に関することを除く。)」を加える。

(秦野市立宮永岳彦記念美術館条例の一部改正)

第3条 秦野市立宮永岳彦記念美術館条例(平成13年秦野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育長」を「市長」に改め、同条第2項中「教育長」を「市長」に改める。

第8条及び第10条中「教育長」を「市長」に改める。

第13条を次のように改める。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

第15条から第18条までの規定中「教育長」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。